

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会

会 長 谷 村 隆 三

【 公 印 省 略 】

消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び
建設業法の遵守について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年11月18日付けで、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より、全国建設業協会に対し標記通達が発出されました。

同通達は、平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（消費税転嫁対策特別措置法）が制定・施行され、建設工事においては、元請負人及び下請負人それぞれが同法を遵守すべきこと、また、同法の適用対象外の場合であっても、消費税率の引き上げに際して適正な建設工事の請負契約の締結及び代金の支払いが行われるためには、建設業法を遵守する必要があること等につき、理解の促進及び周知徹底を図ることを目的とした通達となっております。

つきましては、趣旨ご理解賜り、平成26年4月1日以降、消費税の円滑かつ適正な転嫁にご配慮下さるようお願い申し上げます。

なお、消費税の転嫁拒否等の行為に関する相談を受け付ける政府共通の窓口をして「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されているとともに、国土交通省においても、各地方整備局等の「駆け込みホットライン」や地方公共団体に相談窓口を設置されておりますことを申し添えます。